

参考文書 SGECロゴ/PEFCロゴライセンスの発行手続について (歴史的文書として保存)

SGEC 附属文書

2-2-1-3 2016

会長決済

2016, 4, 1

SGEC ロゴ/PEFC ロゴライセンスの発行手続について

序文

この文書は、SGEC 国際認証制度(PEFC との相互承認の下での SGEC 認証制度)の発足に伴って SGEC ロゴ/PEFC ロゴライセンスの発行手続を円滑に進めるために必要な措置を定める。

1適用範囲

この文書は、SGEC 国際認証制度の発足に伴い SGEC 附属文書 2-2-1「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」及び同 2-2-2「PEFC ロゴライセンスの発行について」を円滑に運用するための当面の臨時的措置を定める。

2 SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続について

SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行は、認証取得者が SGEC に次に示す文書を PDF ファイル若しくは FAX により提出し、当該文書を SGEC が受理した時点から有効とする。

なお、SGEC 附属文書 2-2-1 の別紙 1-1「SGEC ロゴマーク使用契約書」及び同 2-2-2 の別紙 2-1「PEFC ロゴマーク使用契約書」については、後日それぞれ SGEC 事務局長が署名、捺印のうえ当該者に送付する。

(1)SGEC ロゴマークライセンスの発行手続

① SGEC 附属文書 2-2-1 の別紙 1-2「SGEC ロゴマーク使用許可申請書」に必要な事項を記載し、代表者の直筆の署名・捺印のうえ提出

② SGEC 附属文書 2-2-1 の別紙 1-1「SGEC ロゴマーク使用契約書」について約定事項を十分理解し、代表者の署名・捺印のうえ提出

(2)PEFC ロゴライセンスの発行手続

① SGEC 附属文書 2-2-2 の別紙 2-2「PEFC ロゴ使用許可申請書」に 必要な事項を記載し、代表者の直筆の署名・捺印のうえ提出

② SGEC 附属文書 2-2-2 の別紙 2-1「PEFC ロゴマーク使用契約書」について約定事項を十分理解し、代表者の署名・捺印の上うえ提出

附則

この文書は 2016 年 7 月 1 日から施行する。